## 5. ドイツ

ドイツは、フランス同様いわゆる大陸法系の国家であり、憲法に相当する基本法を頂点に行政法規などが整備されている。また、ドイツはアメリカと同様に連邦制国家であるため、連邦と地方の行政が明確に区分されていることが特徴である。

連邦レベルの行政を担う連邦政府機関の記録管理については、BArch (Bundesarchiv (連邦公文書館)) において、連邦政府機関の記録管理に関する監督や、中間書庫の運営、移管後の記録の保存等を実施している。また、BKM(Beauftragter der Bundesregierung für Kultur und Medien (文化メディア全権受任庁)) が同館を所管し、幹部職員人事や予算面の監督を行っている。

ドイツの連邦政府機関により作成された記録(以下「政府記録」という)は、その保存期間を満了した後に、BArchの担当官により評価選別が実施され、最終的にBArchへ移管されるか廃棄されるかが判断されることとなる。

ドイツにおける評価選別の概要を図 5-1 に示す。

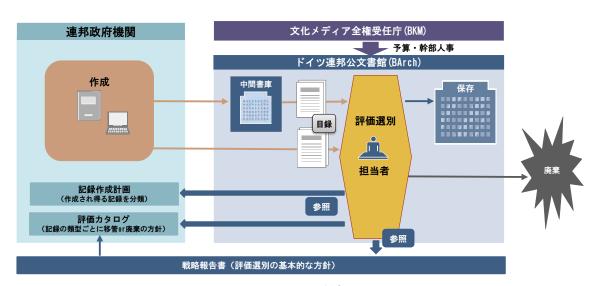


図 5-1 ドイツにおける評価選別システム

本章においては、BArch を中心にドイツの記録管理について整理する。

# 5.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

ドイツは連邦制国家であり、国家元首は連邦大統領であるが、行政実務のトップを担っているのは連邦首相である。

連邦首相は連邦議会から選任され、連邦大統領から任命される。各連邦大臣は連邦首相からの提案を受けて、連邦大統領から任命される。各連邦大臣の所掌事務については、連邦首相が法律に拠らず決定することができるなど、組織設計における連邦首相の権限は強い。

図 5-2 にドイツにおける連邦政府機関の概要を示す。

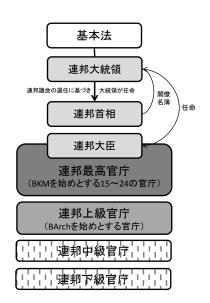


図 5-2 ドイツ連邦政府機関の概要

ドイツの連邦政府機関は、連邦最高官庁 (Oberste Bundesbehörden)、連邦上級官庁 (Bundesoberbehörden)、連邦中級官庁 (Bundesmittelbehörden) 及び連邦下級官庁 (Bundesunterbehörden) と階層化されているが、BKM は連邦最高官庁、BArch は連邦上級官庁に該当する。ドイツにおける連邦政府機関の階層について表 5-1 に整理する。

表 5-1 ドイツの連邦政府機関の階層 193

名称	解說
連邦最高官庁	連邦首相により所掌を決定する、省等の主要な連邦政府
(Oberste Bundesbehörden)	機関。
連邦上級官庁	連邦最高官庁に所属するが、組織的独立性を有する連邦
(Bundesoberbehörden)	政府機関。管轄権は全連邦領域に及ぶ。
連邦中級官庁	連邦最高官庁や連邦上級官庁の下部機構として連邦領域
(Bundesmittelbehörden)	の一部を管轄する。
連邦下級官庁	連邦政府機関の中で、連邦中級官庁よりも狭い範囲を管
(Bundesunterbehörden)	轄する連邦官庁。

<sup>193</sup> 各種資料を基に三菱総合研究所作成。

## 5.1.1 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能、組織形態

#### (1) 根拠法

ドイツにおける大臣及びその所管は、基本法に明記されている国防大臣、法務大臣、財務大臣が必置であるほかは、大臣の人数、所管を含めて連邦首相が組織令 (Organisations erlasse) を自ら定めて決定し、BKM についても同様である。

BKM は、その所掌業務として BArch の館長を含む局長級以上の人事権を掌握しているほか、BArch の予算等を編成する権限を有している等、BArch に関する組織管理を行っている。

一方、BArch は、連邦公文書館法(Gesetz über die Sicherung und Nutzung von Archivgut des Bundes)に基づき、政府の記録の受入及び記録管理に関する助言などを目的に設置された機関である。

# (2) 機能、組織形態

本節では、BKM 及び BArch について、機能と組織形態を示す。

まず、BKM の組織図を図 5-3 に示す。図中、大臣、報道官、大臣参与はベルリンに所在 し、事務局長以下の実務部門はボンに所在している。

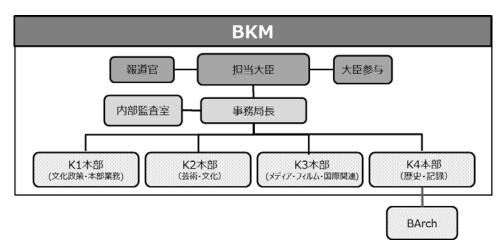


図 5-3 BKM 組織図

この中で、BArch を所管するのは、K4本部の第3部である。同部ではBArch のほか、図書館等を所管している。BArch の組織図を図 5-4に、BArch 各局の主な機能を表 5-2に示す。

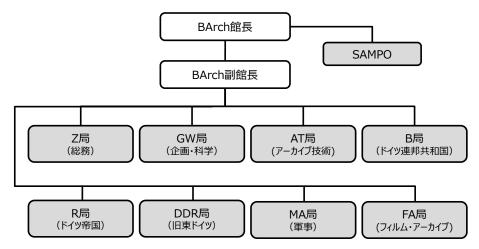


図 5-4 BArch 組織図 <sup>194</sup>

表 5-2 BArch 各局の機能

	局名	所管
Z局	総務	BArch の人事、法務、予算や IT インフラの整備
GW 局	企画・科学	PR、戦略計画の策定、国際関係や記録統計等
лт <b></b>	マーカノづ社体	保存に関する様々な業務(デジタルアーカイブやフィル
AT 局	アーカイブ技術	ムの保管・保存)
n 🖂	ドイツ連邦共和国	1949 年以降のドイツ連邦共和国の記録(1945 年~1949
B 局		年の西側占領区域の記録を含む)
R 局	ドイツ帝国	1867/1871 年~1945 年のドイツ帝国の記録
DDD 🖽	旧東ドイツ	ドイツ民主共和国(旧東ドイツ)及びソビエト連邦占領
DDR 局		地域の記録
ма 🖻	軍事	連邦国防省、連邦軍のほか、プロイセン陸軍以降のドイ
MA 局		ツの軍事記録
FA 局	フィルム・アーカイブ	映画関連資料(映像、写真、ポスター、脚本等)の保管

また、図 5-4 右上の SAMPO は、BArch が所掌する財団であり、旧東ドイツの政党や人民 組織によって作成された記録を収蔵している。具体的には、旧東ドイツにおける政権政党 であったドイツ社会主義統一党の政治局、中央委員会資料や、産業別組合や青年組織など 大衆活動に関する記録が収蔵されている。

<sup>&</sup>lt;sup>194</sup> 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/bundesarchiv\_de/ueberuns/organisation/organigramm\_01\_03\_2016.pdf)

## 5.1.2 公文書管理担当機関の構成

本項では、BArch の所在地、職員数及び人事政策に関して整理する。

## (1) 所在地 195

BArchは、コブレンツに本館、首都ベルリンに3つの拠点が所在するほか、軍事記録を中心に収蔵するフライブルク等、9つの館から構成され、その機能も分散している。

図 5-5 に BArch の各館の位置関係と機能について示す。

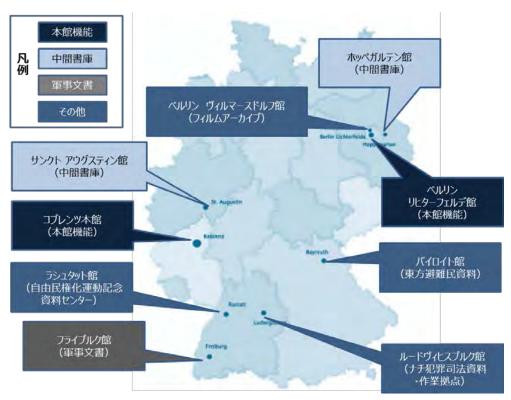


図 5-5 BArch 各館の所在地及び機能 196

ドイツの公文書館の特徴の一つとして、中間書庫の機能が充実していることが挙げられる。図 5-5 に示すとおり、サンクトアウグスティン館及びホッペガルテン館が中間書庫としての機能を果たしており、各連邦政府機関が中間書庫での保存を希望した記録は、中間書庫に移送できることとされている。

表 5-2 で示した BArch の各局についても、コブレンツとベルリンを中心に各館に分散して所在しており、表 5-3 のとおりである。

<sup>195</sup> 以下、施設の所在と説明については、断りがない場合は、次の資料と現地調査結果に拠る。 BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/bundesarchiv/dienstorte/index.html.de)

108

<sup>&</sup>lt;sup>196</sup> Jensites HP (http://jensites.com/bbr/site/index.php?cat=ba&page=ba\_03&lang=en)

表 5-3 BArch 各局及び SAMPO の主たる所在地 <sup>197</sup>

局等	所在地
館長・副館長	コブレンツ本館
Z 局(総務)	コブレンツ本館
GW 局 (企画・科学)	コブレンツ本館
AT 局(アーカイブ技術)	ベルリン・リヒターフェルデ館
B局(ドイツ連邦共和国)	コブレンツ本館
R局(ドイツ帝国)	ベルリン・リヒターフェルデ館
DDR 局 (旧東ドイツ)	ベルリン・リヒターフェルデ館
MA 局(軍事)	フライブルク館
FA 局(フィルム・アーカイブ)	ベルリン・ヴィルマースドルフ館
SAMPO	ベルリン・リヒターフェルデ館

BArch の主な拠点であるコブレンツ本館、ベルリン・リヒターフェルデ館の概要を以下に示す。

# 1) コブレンツ本館

コブレンツは、人口 10 万人の地方都市であり、ドイツ西部の主要都市であるフランクフルト <sup>198</sup>、ケルン及び暫定首都であったボンのほぼ中間に位置している。コブレンツ本館は、BArch の本部としての中枢機能を担いつつ、ボン地区にある連邦政府機関の記録の受入れと評価選別、移管された記録の収蔵等を行っている。

<sup>97</sup> 前掲(16)

<sup>198</sup> 以下、断りが無い場合はフランクフルト・アム・マイン市をこのように表記する。



図 5-6 BArch コブレンツ本館 <sup>199</sup>

コブレンツ本館は、1952年にコブレンツ県の庁舎として利用されていた建物を本館として設立されたが、当該施設はライン川の近辺に位置し洪水による被害を受けやすいことから、1986年に現在のコブレンツ本館ビルに移転した。(図 5-6)

BArch の建設構想が持ち上がった当時、当時の暫定首都であったボンと経済都市であるフランクフルトのいずれに公文書館を整備するかで大きな論争となり、結局、第二次世界大戦の被害が少なく、記録を収容する建物が比較的残っていたコブレンツに設置されることとなった。

#### 2) ベルリン・リヒターフェルデ館

リヒターフェルデ館は、コブレンツと並ぶ BArch の主要な拠点であり、コブレンツ本館 と同規模の職員数である。ベルリンに所在している旧東ドイツ資料やドイツ帝国資料を収蔵するほか、ベルリン地区にある連邦政府機関の記録の受入れと評価選別、収蔵等を行っている。

リヒターフェルデ館は、アメリカ軍アンドリュー兵舎跡地であり、1995年の米軍のベルリン市撤収に合わせて返還された施設と、新たに建設された新館から成り立っている<sup>200</sup>。

<sup>199</sup> 出典:現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

<sup>200</sup> 本項にて後掲



図 5-7 リヒターフェルデ館 (事務棟) 201

図 5-7 は、アメリカ軍アンドリュー兵舎 904 ビルディング 202として建設された建物を改 修したものであり、事務棟のほか閲覧室も置かれている。



図 5-8 リヒターフェルデ館 (新館) 203

<sup>201</sup> 出典:現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

<sup>&</sup>lt;sup>202</sup> Andrews Barracks-Berlin Brigade HP (http://andrews-barracks.berlin-brigade.com/images/andre wsbarracksmap.jpg)

<sup>203</sup> 出典: (https://www.bundesarchiv.de/bundesarchiv/dienstorte/berlin\_lichterfelde/index.html.de)

図 5-8 は、プロイセン時代の兵舎を改修して、2014 年に整備された建物である。調査時は書庫が既に供用されていたが、新閲覧室や展示室は準備中であった。

## (2) 職員数

BArch は 1952 年に当初 17 人で発足した組織であったが、1990 年代半ばには 1,000 人程度の職員数を抱えるまでとなった。その後人員削減が進められた結果、2015 年の職員数は合計 687 名となっており、その具体的な人員構成は表 5-4 のとおりである。また、そのうち 155 人がパートタイム勤務者である。

	高等官	上級官	中級官	単純 業務職	合計	パート タイマー (内数)	【参考】 2014 年 合計
スタッフ	4	4	1		9	1	5
Z局	9	36	69	22	136	23	149
GW 局	21	5	5	9	40	12	$120^{205}$
AT 局	11	13	44	54	122	32	
B 局	16	23	30	33	102	28	119
R 局	7	15	33	8	63	13	64
DDR 局	6	16	7	3	32	10	34
MA 局	8	11	25	12	56	9	55
FA 局	6	15	19	5	45	16	62
SAMPO	7	19	11	9	46	11	52
文書検査官候補					12		6
トレーニー					24	2	23
小計	95	157	244	155	687	155	689

表 5-4 BArch 職員数 204

なお、表中の高等官、上級官等の種別については本項(4)にて詳述する。

# (3) トップマネジメントのキャリア

BArch 館長は、BArch を始めとする公文書館でキャリアを形成したアーキビストであり、歴史学や文学の博士または大学教授資格 <sup>206</sup>等の学位を有するとともに、後述するマールブルク公文書学校での教育を受けている。

<sup>204</sup> ドイツ現地調査時受領資料を基に、三菱総合研究所作成。(2015年12月31日の職員数)

<sup>&</sup>lt;sup>205</sup> 2014年のG局の人員数を示す。GW局及びAT局は、2015年にG局を基に設立された。

<sup>&</sup>lt;sup>206</sup> 大学教授資格(Habilitation)とは、博士論文取得後に大学教授となるために取得する資格であり、博士号と併せて、Prof. Dr.と表示する。

表 5-5 BArch 館長の経歴 (直近3名)

在任期間	氏名	経歴
2011/5~ (現職)	Dr. Michael Hollmann <sup>207</sup>	展歴 【学歴】 マインツ大学 歴史及びドイツ文献学博士 マールブルク公文書学校 【職歴】 1989 年 BArch 採用 同 B 局局長
1999/12~ 2011/2	Prof. Dr. Hartmut Weber <sup>208</sup>	【学歴】 <sup>209</sup> チュービンゲン大学 ドイツ文学博士 マールブルク公文書学校 【職歴】 1974 年シュツッドガルト州公文書館採用 カールスルーエ州公文書館 バーデンビュルテンベルク公文書館長
1989/6~ 1999/12	Prof. Dr. Friedrich P. Kahlenberg <sup>210</sup>	【学歴】 <sup>211</sup> マインツ大学 歴史学博士 マールブルク公文書学校 マンハイム大学 名誉教授 【職歴】 1962 年 BArch 採用 同 第 2 局 (連邦政府記録) 同 第 3 局 (非連邦政府記録) マネージャー 同 第 1 局 (中央技術局) 局長

館長のポストは公募であるが、後述の公文書高等官であることが条件であり、基本的に BArch 等に勤務する幹部職員が志願し、面接等を経て BKM に選任されることとなる。

館長のポストは直近では任期が10年程度と長期に及ぶ傾向があり、1990年代以降、外部からの任用実績もない。

 $<sup>^{207} \</sup> BArch \ HP \ (https://www.bundesarchiv.de/bundesarchiv/organisation/amtsleitung/index.html.de)$ 

 $<sup>^{208}</sup>$  BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/fachinformationen/00995/index.html.de)

 $<sup>^{209}</sup>$  BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/oeffentlichkeitsarbeit/meldungen/02362/index.html.de)

 $<sup>^{210}</sup>$  BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/oeffentlichkeitsarbeit/meldungen/04223/index.html.de)

<sup>211</sup> 前掲(210)

# (4) 一般職員の人事

連邦政府機関の職員は、職務や学歴等の資格要件で識別されるラウフバーンと呼ばれる グループに分かれている。それぞれ、高等官、上級官、中級官、単純業務職と呼ばれるが、 BArch の職員も同様の区分である。

高等官は総合大学 <sup>212</sup>卒業または専門大学 <sup>213</sup>修士課程修了相当の学歴を有する幹部職員であり、上級官は専門大学卒業相当の学歴を有する職員、中級官は職業教育学校である実科学校 <sup>214</sup>卒業相当の学歴を有する職員、そして単純業務職は我が国の中学校に相当する基幹学校 <sup>215</sup>卒業相当の学歴を有する職員とされている。表 5-6 にラウフバーンの概要を示す。

名称	要求される学歴	任用
高等官 Höherer Dienst	総合大学卒業または、 専門大学修士修了	課長補佐に任用。課長職以上は原則と して高等官が就任
上級官 Gehobener Dienst	専門大学卒業	係長級の職員。高等官試験や連邦人事 委員会等の資格認定により高等官にな ることもできるが、事例は少ない
中級官 Mittlerer Dienst	実科学校卒業	係員
単純業務職 Einfacher Dienst	基幹学校卒業	補助員

表 5-6 ラウフバーンの概要

次に、BArch におけるこれらラウフバーンでの採用について説明する。

# 1) 公文書高等官

公文書高等官としてBArchで勤務するためには、まずは公文書高等官試補に任用される 必要がある。公文書高等官試補に任用されるためには、歴史学や法学、政治学、経済学等 の社会科学系の修士または相当する学位を有し、かつマールブルク公文書学校が実施する 試験に合格する必要がある。なお、近年では、上述の学問領域の博士号を取得している者 も多い。

公文書高等官試補の任用期間は2年間であり、マールブルク公文書学校での理論研修の 受講(1年間)が義務付けられているほか、実務研修も行われる。

<sup>212</sup> 博士号や大学教授資格を授与できる大学。

<sup>&</sup>lt;sup>213</sup> 博士号等の学位授与ができない大学であるが、近年のボローニァプロセスと呼ばれる EU を中心とする 高等教育改革により、これら総合大学と専門大学の違いは少なくなりつつある。

<sup>214</sup> 我が国の実業系科目の高校に相当する。

<sup>&</sup>lt;sup>215</sup> 我が国の中学校に相当し、主に職業教育に進む生徒が通う。大学に進学する場合ギムナジウムと呼ばれる中高一貫の学校に進学する。

公文書高等官試補としての任用期間が終了する前に、公文書高等官となるための国家試験に合格した者が、公文書高等官として任用される。BArchの課長職以上のポストは、公文書高等官が就くこととなる。

#### 2) 公文書上級官

公文書上級官として BArch に勤務するためには、まずは公文書上級官試補に任用される 必要がある。公文書上級官試補に任用されるためには、専門大学またはそれに類する水準 の教育を受け、かつマールブルク公文書学校が実施する試験に合格する必要がある。公文 書上級官試補は、公文書高等官試補と異なり学位の専門性に関する要求事項はない。

公文書上級官試補は、マールブルク公文書学校での18ヶ月の研修を含む3年間の受講が 義務付けられている。公文書上級官試補としての任用が終了する前に、公文書上級官とな るための国家試験に合格した者が、公文書上級官として任用される。

公文書上級官は、係長級の職員としてキャリアを形成することとなり、高等官試験を受ける等により転官しなければ原則として係長級の職を務めることとなる。

## 3) 公募制について

ドイツの特徴として、幹部職員に限らず、課長、係長級の職であっても、原則として公募により決まるという点が挙げられる。この公募に応じるかどうかは原則として本人次第であり、同じ仕事、職位で長く留まる職員もいる。

公募に際しては、ポストごとに要件が定められているが、その任用にあたっては、資格の有無等の外形的な要件よりも、過去の人事考課など実務における評価の方が重視される。このような公募において評価の対象となる人事考課は、3年ごとに行われており、連邦政府機関職員に共通して実施されている。

#### (5) 教育

ドイツの公文書関連の教育において特徴的なのが、公文書学校<sup>216</sup>である。この公文書学校は、前項で述べたとおり職員育成過程として組み込まれており、連邦政府のみならず州政府の記録管理に従事する職員の養成を行っている。

代表的な公文書学校として、マールブルク公文書学校が挙げられる。マールブルク公文書学校は、1949年にヘッセン州法によって設立された学校であるが、当時の連邦政府及び各州における公文書専門職の養成及び研究を行う機関として位置づけられ、その役割は現在でも継続している。

マールブルク公文書学校におけるカリキュラムは表 5-7 にある4科目である。

<sup>&</sup>lt;sup>216</sup> 本項の記述は次の資料及び現地調査結果に拠る。上代庸平「ドイツの公文書専門職養成制度」『社会科学研究』(中京大学社会科学研究所)故蘇俊雄博士追悼号, 2012 マリア・ベルバラ・ベルディーニ

表 5-7 マールブルク公文書学校におけるカリキュラム 217

科目	概要	
	現代における公文書館の組織構造と制度、公文書学史、文書構造	
公文書学	論、文書処理論、文書の評価選別、目録作成・文書編纂、行政文書	
	管理論、文書保存技術、図書館学、文書データ処理	
医中华电心学	ラテン文書読解を含む中世関係、フランス語文書読解を含む近代関	
歴史補助科学	係、印章学、紋章学、古銭学、系譜学	
史学	憲法行政史、地域研究、州及び地域の歴史、法制史、社会経済史	
/ニュレンチ	行政組織構造論、(一般行政法公文書館法を含む)、公文書館組織・	
行政学	運営論、財政法及び公務員 法の基礎	

マールブルク公文書学校のほかに著名な公文書学校として、バイエルン公文書学校が挙 げられる。バイエルン州の公文書館等での勤務を希望する場合には、マールブルク公文書 学校ではなくバイエルン公文書学校で学ぶのが一般的である。

#### 5.2 公文書管理制度の運用実態

本節では、公文書管理制度の運用実態として、文書評価選別事務の実態、電子文書の整理及び長期保存、そして民間保有文書の保護及び口述記録について整理する。

# 5.2.1 文書評価選別事務の実態 218

#### (1) 評価選別事務の概要

ドイツの連邦政府機関においては、まず原則として、全ての政府記録はBArchに提供されなければならないことが、連邦公文書館法によって義務付けられている<sup>219</sup>。そのうえで、提供された文書が永続的に保存すべき価値を有するか否かを決定する権限がBArchに与えられている<sup>220</sup>。

そのため、保管期間が満了した政府記録<sup>221</sup>は、各政府機関によって目録に整理され、 BArch の担当官が当該目録を基に、BArch に移管する価値があるか否かを決定することとな る。

略) 記録に永続的保存価値が存するかどうかを決定する。」

<sup>&</sup>lt;sup>217</sup> 前掲(216), P159

<sup>218</sup> 本節の記述は、特段の引用を示す箇所を除き、ドイツ現地調査結果を中心に構成されている。

<sup>&</sup>lt;sup>219</sup> 連邦公文書館法第2条第1項に、以下の定めがある。「(前略) 公の責務の達成のためにもはや必要でなくなった全ての資料を、BArchに対して(中略) 引き継ぎのために提供しなくてはならない(後略)」 <sup>220</sup> 連邦公文書館法第3条に以下の定めがある。「連邦公文書館は、申し入れ機関との相互了解の上、(中

<sup>&</sup>lt;sup>221</sup> 記録の保管期間については、「(Richtlinie für das Bearbeiten und Verwalten von Schriftgut (Akten und Dokumenten) in Bundesministerien: RegR)」(連邦行政機関における記録(ファイル及び文書)の編集及び管理ガイド)に基づき、各政府機関によって定められる。

BArch の担当官が評価選別を行うに当たっては、まず初めに、当該連邦政府機関がどういった記録を職務上作成するかについて、「記録作成計画」(Aktenplan)を参照しながら分析する。そのうえで、記録の類型ごとに移管もしくは廃棄する方針が示されている「評価カタログ」(Ressortübergreifender bewertungskatalog)を参照しながら、目録を確認し、評価選別を行っている。この際、原則として、実際の記録を確認することは行われていない。

また、BArch は中間書庫を有しており、保管期間が満了する前に政府記録が BArch に保管されている場合もあるが、中間書庫に評価選別を行う担当者が配置されているわけではない。そのため、中間書庫に保管されている政府記録も、各連邦政府機関において保管されている記録と同様に、BArch の担当官による目録の確認によって、評価選別が行われている。評価選別の流れを図 5-9 に整理する。

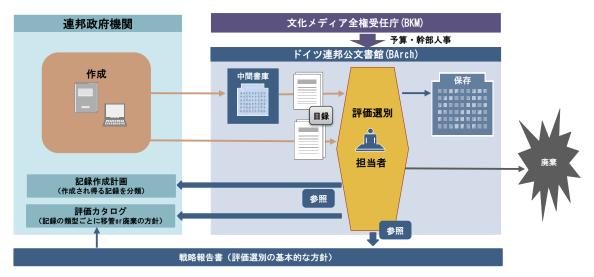


図 5-9 ドイツにおける評価選別システム (再掲)

#### (2) 評価選別基準

BArchの担当官による評価選別の基準としては、上述のとおり、記録作成計画及び評価カタログがある。また、BArchによる評価選別の基本的な方針を示した「戦略報告書」(Strategiepapier)が2011年に公表されており、報告書の中には評価カタログの雛形も記載されている。

## 1) 記録作成計画

記録作成計画は、業務の遂行にあたって作成され得る記録を分類したリストであり、各連邦政府機関の局課レベルで作成・公開されている。BArchの評価選別担当官は、記録作成計画を参照することで、どのような記録が保管すべき価値を有するか、当該機関の業務と照らし合わせながら判断することとなる。

例として、連邦政府機関の一つである BArch が作成した、BArch の記録作成計画(人事関係)を図 5-10 に示す。

0100 Personalangelegenheiten0100 一般事項0100 Allgemeine Personalangelegenheiten01000 一般事項01000 Personalangelegenheiten im allgemeinen01001 女性に関する留意事項01001 Kechtsverhältnisse bestimmter Personengruppen0101 特定の事情を有するグループの01010 0101 0101 0101 0101 01012 Schwerbehindertenangelegenheiten im allgemeinen01010 01011 01012 重度障害者に関する事項01012 Auszubildende im allgemeinen01012 重度障害者に関する事項01013 近親者の同一部署での雇用	01	Personalwesen	01 人事
Olioo   Personalangelegenheiten im allgemeinen   Olioo   女性に関する留意事項   Olioo   女性に関する留意事項   Olioo   女性に関する留意事項   Olioo   女性に関する留意事項   Olioo   特定の事情を有するグループの   法律関係   Olioo			010 人事関連       0100 一般事項
Förderung von Frauen   O1001 女性に関する歯を事項   O1001 特定の事情を有するグループの   法律関係   O1010   O1011   O1011   O1011   O1011   O1011   O1011   O1012   Schwerbehindertenangelegenheiten im allgemeinen   O1012   Eg障害者に関する事項   O1014   Auszubildende im allgemeinen   O1013   近親者の同一部署での雇用	0100	Allgemeine Personalangelegenheiten	01000 一般事項
Auszubildende im allgemeinen   O1013   上来を表示します。   上半関係   O1010   O1011   O1011   O1011   O1011   O1012   重度障害者に関する事項   O1013   近親者の同一部署での雇用			01001 女性に関する留意事項
01010   01011   01011   01011   01011   01011   01011   01011   01012   Schwerbehindertenangelegenheiten im allgemeinen   01012   国際に対象を表現している。			0101 特定の事情を有するグループの
01011 01012 Schwerbehindertenangelegenheiten im allgemeinen 01013 Beschäftigung von nahen Verwandten in der gleichen Behörde 01014 Auszubildende im allgemeinen 01013 近親者の同一部署での雇用	0101	Rechtsverhältnisse bestimmter Personengruppen	<u>法律関係</u>
Oli   Schwerbehindertenangelegenheiten im allgemeinen   Oli   1012   重度障害者に関する事項   Oli   Oli   Auszubildende im allgemeinen   Oli   Oli   近親者の同一部署での雇用   Oli	01010		01010
01013     Beschäftigung von nahen Verwandten in der gleichen Behörde     01012     車皮障害者に関する事項       01014     Auszubildende im allgemeinen     01013     近親者の同一部署での雇用	01011		01011
01014 Auszubildende im allgemeinen 01013 近親者の同一部署での雇用			01012 重度障害者に関する事項
TOTAL	77775	그는 그는 그 점점 가장이 가면 두 것이 들어지겠다. 경면 없는 이 사람이 있을까? 그런 그런 그런 그런 그런 그런 프랑스와 이번 그래까지 않다고 있다.	
	01014	Auszaonaenae im angementell	01013 妊統省 5 時

図 5-10 BArch の記録作成計画(人事関係)

# 2) 評価カタログ

評価カタログは、記録の類型ごとに移管もしくは廃棄する方針が示されているものであり、各連邦政府機関によって作成されているが、非公開となっている。ただし、後述の戦略報告書において、評価カタログの雛形が示されている。図 5-11 に、評価カタログのひな形の具体例(人事関係)を示す。

1.1.1	Personalangelegenheiten im Allgemeinen	A+B+V	1.1.1 <u>人事一般</u>	A+B+V
	Dabel:		人事一般	В
	Personalangelegenheiten im Allgemeinen	В	採用公募	V
	Stellenausschreibungen	V	選抜	V
	Auswahlverfahren	V		V 17
	Stellenbesetzungen	V	任用	V
	Personalakten	A+V1	人事記録 人事記録の管理	A+V
	Personalaktenführung	V		V
	Personalkartel	8		, D
	Personalübersichten und -statistiken	A	個人情報記録	В
	Personaireferentenbesprechungen	A	人事概要及び統計 人事部門会議	A
	Anwendung verwaltungsrechtlicher Vorschriften	В		Α
	Bestellung von Beratern u.ä.	В	行政法規の適用	В
	Wahl zu ehrenamtlichen Richtern, Beiräten u.ä.	В	14.5412.772 . 7.2714	D
	Mitwirkung bei Emennungsvorschlägen von obersten Bundesbehör-	В	助言者の任命	В
	den		名誉職裁判官等への選出	В
			連邦最高官庁による任命	В

図 5-11 評価カタログのひな形 (人事関係) 222

この評価カタログの右端の列に示されているアルファベットは、記録の処分に関する推奨を示している。また、これらは A+V のようにある記録が複数の推奨を含む場合もある。 それぞれのアルファベットの解説を、表 5-8 に示す。

<sup>&</sup>lt;sup>222</sup> BArch 「Ressortübergreifender Bewertungskatalog für die Zentralabteilungen der Bundesministe rien」 (https://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/bundesarchiv\_de/fachinformation/bewertungsgrundsaetze\_anhang\_3-1.pdf)

表 5-8 評価カタログによって推奨される措置

	評価	解説
A	(Archivwürdig)	BArch での保存価値を有する
В	(Durchsicht der Vorgänge (Herkömmliches Bewertungsverfahren)	通常の評価プロセスによるレビューを実施する
V	(Kassabel)	保存価値を有しない

#### 3) 戦略報告書

BArch による評価選別の基本的な方針を示した文書として、戦略報告書が 2011 年に公表されている <sup>223</sup>。戦略報告書は、連邦大統領、連邦首相に関する文書や、連邦大臣及び連邦政府機関等における記録の評価に当たっての大枠の方向性を示している。例えば連邦政府機関について、その所掌及び責任に関する記録であるかを考慮することや、別の連邦政府機関にとって重要な記録であるかどうかについて配慮すべきである、等の一般的な指針が示されている。

また、前述のとおり、評価カタログの雛形も付録として添付されている。

#### (3) 評価選別の担当者

評価選別作業は BArch の B 局に所属する、評価選別の資格保有者が実施する。資格保有者は 39 名いるが、その全てが評価選別に従事している訳ではない。

評価選別は、担当者が原則として一人で判断する。

5.2.2 電子文書の整理、長期保存の実施又は検討状況 224

#### (1) 電子記録の定義

BArch が連邦政府機関から受け入れる記録については、連邦公文書館法において以下のとおり定められており、電子的な記録も明確に含まれている。

#### 連邦公文書館第2条第8項

本法の意味における記録文書とは、第 1 項に列挙された連邦の部局、ドイツ民主共和国の部局、連合国占領区域、ドイツ帝国又はドイツ連邦の部局で製作され、又は所有権がそれらに譲渡され、又はその利用に供せられた、文書ファイル、書類、図面及びデータ、図像、映画、音声並びにその他の記録の媒体、である。

<sup>&</sup>lt;sup>223</sup> BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/fachinformationen/02544/index.html.de)

<sup>224</sup> 本項で特段の引用がない箇所については、ドイツ現地調査による。

## (2) 電子記録の長期保存に関する規則類

電子記録の長期保存については、BArchが電子的な文書の移管を受け入れる際のフォーマットとして、表 5-9 に示すとおり、他国でも一般的に採用されているものが長期保存用として推奨されている。

フォーマット名	用途			
PDF/A	ドキュメントの長期保存フォーマット			
TIFF	画像長期保存フォーマット			
CSV	データベース用長期保存フォーマット			
XML	ケータベース用長期保存ノオーマット			

表 5-9 BArch により推奨される長期保存フォーマット <sup>225</sup>

## (3) 電子記録の整理及び長期保存に関するシステム

#### 1) 政府記録の電子化 226

ドイツにおいては、政府記録を電子的に管理する取組が複数回行われてきたものの、実用化に至ったものはない。2013年には電子政府法<sup>227</sup>が施行され、2020年までに、連邦政府機関が電子的な文書管理体制を導入すること等が定められた。ただし、政府記録の電子化に関する作業は遅れているのが実情である。

一方で、BArchにおいて、電子中間書庫(Digitales Zwischenarchiv)に関する検討が 進められているところであり、その概要を以下に示す。

#### 2) 電子中間書庫 228

現在 BArch において検討されている電子中間書庫は、政府記録のうちボーンデジタルの記録や紙媒体記録をデジタルスキャンした記録等について、保存期間満了前に BArch において一時保管することを可能とするシステムである。電子中間書庫が求められる背景として、連邦政府機関が以下のような問題を抱えていることが挙げられる。

<sup>227</sup> The federal E-Government Act (EGovG)

<sup>&</sup>lt;sup>225</sup> BArch HP (https://www.bundesarchiv.de/fachinformationen/00895/index.html.de)

<sup>226</sup> 以下の記述はインタビュー結果による。

<sup>&</sup>lt;sup>228</sup> 以下の記述は次の資料に基づく。BArch HP (http://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/abtei lungen/abtb/bbea/vortrag\_ucharim.pdf)

# 各連邦政府機関における電子記録の取り扱いに関する共通の課題 229

- ・ 旧来システムの信頼性を確保する必要があること
- ・ 古いデータであっても、監査に耐えうる完全性や真正性などを確保できる保存環境 が必要であること
- ・ 古いデータであっても、市場で調達可能なハードとソフトで閲覧可能に維持しなければならないこと
- BArch に移管される記録は保存期間を経た古いデータであること

これらの課題を解決するにあたって、BArchの電子中間書庫が果たす役割は大きいと考えられている。具体的な電子中間書庫のメリットとしては、以下の点が挙げられる。

# 連邦政府機関にとっての電子中間書庫のメリット 230

- 高価な長期保存環境を連邦政府機関が個別に整備する必要がなくなる
- 自らのシステムを管理する必要がなくなる
- ・ 保存期間満了までの間、適切かつ法令などが求めるセキュリティを満たす保存環境を用意することができる
- 自らのシステムから容易にアクセスすることができる
- ・ BArch 側からフォーマットや構造を監視することができる
- ・ 保存期間満了後に容易に廃棄対象と移管対象を分別することができる

調査時点では、電子中間書庫のシステムは技術規格等も含めて検討段階であり、その実 装は 2018 年頃を予定しているとのことであった。

## 3) デジタルアーカイブシステム

BArch においては、電子的な記録を保存するデジタルアーカイブシステム (Das Digital e Archiv des Bundesarchivs) を運用している。2006年からシステム開発を試行的に開始し、2008年からは実運用に以降した。2012年の時点で、1,000万件 <sup>231</sup>を超えるファイルが収蔵されている。

また、BArch は「Invenio<sup>232</sup>」というシステムを運営しており、利用者は Invenio を通じてデジタルアーカイブシステムに収蔵されるデータを検索し、直接アクセスすることが可能となっている。

<sup>&</sup>lt;sup>229</sup> 前掲(228), P7

<sup>&</sup>lt;sup>230</sup> 前掲(228), P8

<sup>&</sup>lt;sup>231</sup> BArch (https://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/abteilungen/abtb/bbea/digitales\_archiv\_mitteilungen\_2012.pdf)

<sup>&</sup>lt;sup>232</sup> BArch HP (https://invenio.bundesarchiv.de/basys2-invenio/login.xhtml)

## 5.2.3 民間保有文書の保護の実態

民間が保有する記録については、BArchによる積極的な収集活動は行われていないが、 寄贈等の申し出があれば記録を受け入れている<sup>233</sup>。

また、旧公営企業で民営化された企業の記録<sup>234</sup>については、旧公営企業時代の記録は当然にBArchの管轄となるが、民営化以降の記録は保管の対象外になる。民営化以降の記録であっても、公的な業務を担っているという面を踏まえるとBArchで記録を管理すべきという意見も一部にあるが、所管する連邦政府機関が民営化企業に対して許認可等を行う際に作成する記録を保管することで足りる、と考えられている<sup>235</sup>。

# 5.2.4 口述記録 (オーラルヒストリー) 等<sup>236</sup>

BArchでは、オーラルヒストリーについて組織的、体系的な取組による収集はこれまで行われていなかったが、今後取り組むべき重要課題として認識されており、試行的な取組が始まっている。

具体的には、ナチス政権下の記憶を保存するために、終戦直前に東欧諸国からドイツ本 国へ移住した難民に対してオーラルヒストリーを収集した事例などが挙げられる。

## 5.3 地方の公文書管理との関係

ドイツは連邦国家であり、連邦と各州の権限が基本法によって明確に区別されている。例えば、連邦に付与される立法権限は、連邦専属的立法権限<sup>237</sup>と競合的立法権限<sup>238</sup>に分けられ、それらに含まれない事項は、全て州専属的立法権、つまり州のみが立法権限を有することとなっている。記録の管理に関する法令についても、連邦の政府記録に関する連邦公文書館法とは別に、各州の政府記録に関する各州公文書館法がそれぞれの州で定められており、分権的な記録管理法制となっている。

#### 5.3.1 地方の公文書管理等との役割分担(法令等により規定された内容)

上述のとおり、連邦における記録管理と州における記録管理はそれぞれ別の法令で定められており<sup>239</sup>、互いに独立した関係にある。そのため、BArch が州の公文書館に対して、指示・命令・監督等の権力作用を及ぼすことは原則としてない。

237 連邦のみが立法権限を有することを指す。

<sup>233</sup> 例えば、政治家の個人記録や政党記録について、本人やその子孫等から資料の寄贈を受けるなど。

<sup>234</sup> 例えば郵便事業のドイツポストなど。

<sup>&</sup>lt;sup>235</sup> 例えば、旧ドイツ連邦郵便の後身であるドイツポストは、BNetzA(連邦ネットワーク庁)が許認可権 を有している。

<sup>236</sup> ドイツ現地調査結果による

<sup>&</sup>lt;sup>238</sup> 連邦と州のいずれもが立法権限を有するが、連邦が立法権限を行使する時は、州は立法権限を行使で きないことを指す。

<sup>&</sup>lt;sup>239</sup> 1988 年に連邦公文書館法が制定されてから、1997 年までの間に全ての州において公文書館法が制定された。

# 5.3.2 地方の公文書管理等との連携の実態(法令や権力関係に拠らない協力)

上述のとおり、BArch と州公文書館は独立した関係にあるものの、研修・研究を目的とした人事交流 <sup>240</sup>が実施されているほか、BArch と 16 の州公文書担当部局から成る KLA<sup>241</sup> (Konferenz der Leiterinnen und Leiter der Archivverwaltungen des Bundes und der Länder (連邦・各州公文書管理責任者会議)) と呼ばれる会議が存在し <sup>242</sup>、BArch と州公文書館の間での情報共有・連携等が行われている。

KLA は年に二回開催されており、様々なトピックについて議論がなされ、記録管理に関する連邦と州の調整の場にもなっている  $^{243}$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>240</sup> 例えば、BArch 職員がマールブルク公文書大学校教官に任用される場合は、連邦公文書管理専門職のラウフバーンからヘッセン州教育研究職のラウフバーンに転官となる。

<sup>&</sup>lt;sup>241</sup> BArch HP (http://www.bundesarchiv.de/fachinformationen/ark/index.html.de)

<sup>&</sup>lt;sup>242</sup> 法令等に基づく委員会ではない。なお、このような連邦と州との間で設けられる諮問委員会は、ほかの行政分野においても存在し、記録管理に固有のものではない。

<sup>243</sup> 例えば、文化財の保存主体は連邦であるか州であるか等について、調整がなされる。